

住宅瑕疵担保責任任意保険
故意・重過失の損害の担保に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、被保険者が住宅瑕疵担保責任任意保険約款（以下「普通任意保険約款」といいます。）第4条第4項および第9条第2項の規定により、保険金を支払わないとされた場合であっても、普通任意保険約款第16条第1項ないし第5項の規定を適用します（ただし、発注者等の故意または重大な過失によって生じた損害または普通任意保険約款第9条第2項の告知義務違反に該当するものと知っていた場合を除きます）。

(保険金支払に関する特例)

第2条 当社は、前条の規定により発注者等が保険金を請求する場合は普通任意保険約款第5条第1号ないし第3号の費用または損害賠償金の合計額から免責金額10万円を控除した額（ただし、同条第3号の保険金の額は、1回の保険事故につき50万円を限度とします。）を発注者等に支払います。

- 2 当社は、普通任意保険約款第5条第1号ないし第3号の費用または損害賠償金については、保険期間を通じて2,000万を限度として保険金を支払います。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が支払いを受ける再保険金が削減される場合は、当社が支払う保険金は、その再保険金の額を限度とします。

(代位)

第3条 発注者等が他人に対する修補請求権または損害賠償請求権を有する場合において、当社が発注者等に保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の限度において、発注者等がその者に対して有する権利を取得します。

- 2 発注者等は、保険金を受領したときは、前項の規定により当社が取得した権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく当社に提出しなければなりません。

(普通保険約款との関係)

第4条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。